

# 定 款

新光商事株式会社

# 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は新光商事株式会社と称し、英文では Shinko Shoji Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機器ならびにその部品、原材料、付属品の購入、販売および製造
2. エレクトロニクス機器ならびにその部品、原材料、付属品の購入、販売および製造
3. 各種機器の据付および建設工事の設計、請負
4. 服飾雑貨、室内装飾品および日用雑貨の販売
5. ソフトウェアの制作、販売、賃貸
6. 医薬品、医薬部外品および医療機器の製造、販売
7. 水質汚濁防止装置、生ゴミ処理装置および廃棄物処理剤の製造、販売
8. コンピュータによる情報処理の受託およびサービス業
9. 前各号に関する輸出入および研究、開発コンサルティング業
10. 不動産の賃貸および管理
11. 金融および損害保険代理業
12. 有価証券の投資および運用、債券の買取
13. クレジットカードの取扱業
14. ホテル、ヘルスクラブ、アスレチッククラブおよびスポーツの各施設および飲食店の経営
15. 旅行代理店業
16. 倉庫業および貨物運送取扱業ならびに運送代理店業
17. 出版業
18. ソフトウェアおよび回路設計技術者の派遣業
19. 前各号に関連および付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、79,400,000 株とする。

### (自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)第 12 条に定める請求をする権利

### (株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### (単元未満株式の売渡請求)

第 12 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### (招集者および議長)

第 15 条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### (決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第 19 条 株主総会の議事録は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行う。

## 第4章 取締役および取締役会

### (定 員)

第 20 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

### (選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (取締役会の招集権者・議長および招集通知)

第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに当る。

②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

③取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

### (取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

### (取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

### (代表取締役および役付取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(相談役または顧問)

第 28 条 取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(定 員)

第 32 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 42 条 会計監査人は株主総会において選任する。

②会計監査人の選任決議は、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上

変 更	昭和 48 年 12 月 28 日
変 更	昭和 49 年 12 月 27 日
変 更	昭和 54 年 12 月 28 日
変 更	昭和 56 年 1 月 30 日
変 更	昭和 58 年 1 月 28 日
変 更	昭和 59 年 1 月 30 日
変 更	平成 元 年 1 月 30 日
変 更	平成 4 年 1 月 30 日
変 更	平成 6 年 6 月 29 日
変 更	平成 10 年 6 月 26 日
変 更	平成 12 年 6 月 29 日
変 更	平成 14 年 6 月 27 日
変 更	平成 15 年 6 月 26 日
変 更	平成 16 年 6 月 24 日

変更 平成 18 年 5 月 11 日  
変更 平成 18 年 6 月 23 日  
変更 平成 19 年 6 月 22 日  
変更 平成 21 年 6 月 23 日  
変更 平成 22 年 1 月 6 日  
変更 令和 元 年 6 月 26 日  
変更 令和 元 年 10 月 1 日  
変更 令和 3 年 6 月 25 日